

新型コロナウイルス感染症対策備品購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 塩釜商工会議所（以下「当所」という）は、当所会員小規模事業者に新型コロナウイルス感染症対策に係る備品を購入するための経費の全部または一部を補助することにより、当所小規模事業者の感染症防止及び安定した事業継続を図ることを目的として本要綱を定める。

(補助対象者)

第2条 本要綱の補助対象者は、会費を完納している当所会員小規模事業者のうち一般消費者が来店する店舗形態で事業を営む小売・サービス業で、令和2年1月1日から同年7月31日までに新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる備品を購入した事業者とする。なお、本補助金は国および地方公共団体が募集する補助金ならびに助成金と重複して申請することはできない。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の補助対象経費は、令和2年1月1日から同年7月31日までの間に一般消費者が来店する店舗内に新たに設置した新型コロナウイルス感染症対策用の備品購入費とし、その対象備品は別表1のとおりとする。

(補助額)

第4条 1事業所 50,000円（消費税含む）を上限として支給し、1回限りとする。ただし、全体の予算額を超える申請があった場合は、50,000円の上限を低減する場合もある。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、新型コロナウイルス感染症対策備品購入補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、令和2年7月31日までに当所へ提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 当所は前条の申請書を受理したときには、申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が補助金事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、その適否を決定し、交付申請期間終了後に交付申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、新型コロナウイルス感染症対策備品購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(交付)

第7条 当所は、前条の規定により交付決定した場合、補助金を交付する。

2 本補助金は、交付申請者が指定した口座への振込により交付する。

(不当利得の返還)

第8条 当所は、交付申請者が交付申請時に誓約・同意した内容に違反したと認められるとき、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 当所は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた交付申請者に対し、期限を定めその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当所が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

別表 1

補助対象備品

補助対象備品は新型コロナウイルス感染症対策として原則1年以上使用できる既製品としての備品（マスク、消毒液など消耗品を除く）で、以下の備品とする。

	備品名
1	店舗内における客席等のパーテーション
2	店舗内接客用飛沫防止フェイスシールド
3	店舗内に備え付ける非接触型体温計（1個のみ対象）
4	店舗内仕切り用アクリル板、シート、フィルム
5	店舗内に設置する空気清浄機（1台のみ対象）
6	その他、商工会議所がウイルス感染対策に必要と認めた備品